



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 消費税に関する届出

はじめに

法人や個人事業者などの事業者が一定の要件を満たすと課税事業者として消費税を納付する義務が生じますが、消費税には様々な「届出書」が存在し、この届出書の提出の有無で課税関係が大きく変わる場合があります。今回は一部ですがこの消費税の届出について紹介します。

1. 免税事業者の場合

消費税の免税事業者とは以下の要件をいずれも満たす事業者をいいます。

| | |
|--------------------|-----------|
| 基準期間の課税売上高 | 1,000万円以下 |
| 特定期間の課税売上高又は給与等支払額 | 1,000万円以下 |

基準期間とは原則として次の期間を指します。

| | |
|---------|--------|
| 法人の基準期間 | 前々事業年度 |
| 個人の基準期間 | 前々年 |

特定期間とは原則として次の期間を指します。

| | |
|---------|---------------------|
| 法人の特定期間 | 前事業年度開始日から6ヶ月間 |
| 個人の特定期間 | 前年の1月1日から6月30日までの期間 |

特定期間の判定に課税売上高を採るか給与等支払額を採るかは事業者が有利に選択できます。

消費税の還付を受けること等を目的に免税事業者があえて課税事業者になろうとする場合には以下の届出書を税務署に提出します。

| | |
|------|--------------------------|
| 届出書名 | 消費税課税事業者選択届出書 |
| 提出期限 | 課税事業者になろうとする課税期間開始日の前日まで |

また、免税事業者に戻ろうとする場合には以下の届出書を税務署に提出します。

| | |
|------|--------------------------|
| 届出書名 | 消費税課税事業者選択不適用届出書 |
| 提出期限 | 免税事業者に戻ろうとする課税期間開始日の前日まで |

ただし、あえて課税事業者になった場合2年間は免税事業者に戻ることはできません。課税期間2期目以降に後述する簡易課税制度を選択することはできません。

さらに、あえて課税事業者になってから2年経過するまでに開始する課税期間に100万円以上の固定資産又は1,000万円以上の棚卸資産の課税仕入れを行った場合や、2年経過以降に開始

する課税期間に1,000万円以上の固定資産又は棚卸資産の課税仕入れを行った場合で、一般課税(簡易課税でない)で申告した場合にはその課税仕入れを行った課税期間を含め3年間は免税事業者に戻ることができませんし、簡易課税制度を選択することもできません。一般課税により申告します。

なお、上記の届出書名に類似した届出書として「消費税課税事業者届出書」や「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」がありますが、これらを提出しても効果はありませんのでご注意ください。

2. 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者の場合

以下の届出書を税務署に提出して簡易課税制度を選択することができます。

| | |
|------|----------------------|
| 届出書名 | 消費税簡易課税制度選択届出書 |
| 提出期限 | 選択しようとする課税期間開始日の前日まで |

簡易課税制度は業種に応じて40%~90%の仕入率(みなし仕入率)を定め、課税売上に対しその仕入率の割合で課税仕入れを行ったとみなして納税額を計算する方法です。実際の仕入率がみなし仕入率より低い場合に有利な制度といえますが、計算構造上還付にはなりませんので、一時に多額の課税仕入れを行った場合には不利になる可能性もあります。なお、選択中であっても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える課税期間は一般課税により申告します。

簡易課税制度の選択をやめる場合には以下の届出書を税務署に提出します。

| | |
|------|------------------------|
| 届出書名 | 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 |
| 提出期限 | 選択をやめようとする課税期間開始日の前日まで |

ただし、簡易課税制度を選択してから2年間は選択をやめることはできません。

おわりに

紙面の都合上紹介できませんが設立直後の法人や開業直後の個人には別途定めがあります。また、消費税の届出書の提出期日はその日が休日であっても翌営業日に延長されませんので、ご注意ください。(担当:山田(章))

TEL.03(5350)7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止